

**別表十四(二)**  
**「26」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。**

別表十四(二) 令三・四・一以後終了事業年度分

寄附金の損金算入に関する明細書				事年	業度	・	・	法人名	
公益法人等以外の法人の場合					公益法人等の場合				
一般	支出した	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損	支出した	長期給付事業への繰入利子額	25	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2						
		その他の寄附金額	3					同上以外のみなし寄附金額	26
「26」欄		計							

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2第1項」※1又は「第66条の11の3第1項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00393」
- ③ 「適用額」欄：「26」欄の金額

※1 「第66条の11の2第1項」（区分番号：「00393」）  
 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行日前に終了した事業年度

※2 「第66条の11の3第1項」（区分番号：「00393」）  
 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度

**（注）公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄に記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。**

「42」欄		指定寄附金等の金額	
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合）を適用している場合			
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2第2項」※1又は「第66条の11の3第2項」※2			
② 「区分番号」欄：「00394」※3又は「00424」※4			
③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※3又は「特例認定特定非営利活動法人」※4が記載されているものの合計額			
※1 「第66条の11の2第2項」 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行日前に終了した事業年度			
※2 「第66条の11の3第2項」 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度			
※3 「第66条の11の2第2項」又は「第66条の11の3第2項」（区分番号：「00394」） 「認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合			
※4 「第66条の11の2第2項」又は「第66条の11の3第2項」（区分番号：「00424」） 「特例認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合			

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42
				円
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額 円